

令和元年度 沖縄県障害者自立支援協議会

日時：令和2年1月29日（水）

14:00～16:00

場所：県庁6階第2特別会議室

会次第

1 各圏域における令和元年度活動報告

(1) 北部圏域の活動報告	7
(2) 中部圏域の活動報告	12
(3) 南部圏域の活動報告	15
(4) 宮古圏域の活動報告	18
(5) 八重山圏域の活動報告	21

2 各部会の活動報告及び令和2年度活動計画

(1) 相談支援・人材育成部会の活動報告・活動計画	24
(2) 療育・教育部会の活動報告・活動計画	39
(3) 就労支援部会の活動報告・活動計画	41
(4) 住まい・地域支援部会の活動報告・活動計画	43
(5) 権利擁護部会の活動報告・活動計画	49
(6) 令和2年度沖縄県障害者自立支援協議会体制図（案）	51

3 意見交換等

【関連資料】

① 障害者手帳の交付状況	52
② 障害福祉サービスの内容と利用者数	53
③ 障害福祉サービス事業所数の推移	54
④ 計画相談支援事業所アンケート結果	55
⑤ 重層的な相談支援体制/基幹相談支援センターの役割	59
⑥ 地域生活支援拠点等の整備	60
⑦ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	61
⑧ 人材育成の地域での展開	62
⑨ 医療的ケア児の支援体制（医療的ケア児の人数、 協議の場の設置状況、コーディネーター配置状況）	68
⑩ 共生社会の構築（沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい 社会づくり条例に基づく施策推進/虐待防止の推進）	69

【参考別冊】 相談支援事業所から寄せられた意見への対応

【参考別冊】 現場職員のための意思決定支援対応例（意思決定支援ガイドライン補助資料）

沖縄県障害者自立支援協議会 委員名簿

	分野	委員名	所属・職名	障害種別等
1	相談支援事業者	伊波 剛	社会福祉法人 五和会 地域生活支援事業所 うむさばる 相談支援専門員	相談支援
2	相談支援事業者	松田 健一	社会福祉法人 若竹福祉会 enjoy 相談支援専門員	相談支援
3	障害福祉サービス事業者	小浜 ゆかり	NPO法人わくわくの会 さぼーとせんたーi 所長	身体障害、児童
4	保健・医療関係者	高良 幸伸	沖縄中部療育医療センター 院長	児童・発達障害
5	保健・医療関係者	西銘 隆	医療法人社団 輔仁会 田崎病院	精神障害
6	教育・雇用関係機関	與儀 達子	県立大平特別支援学校 校長	行政（教育）
7	教育・雇用関係機関	新垣 ゆかり	県教育庁県立学校教育課 主任指導主事	行政（教育）
8	教育・雇用関係機関	名倉 彰子	沖縄障害者職業センター 所長	行政（雇用）
9	教育・雇用関係機関	吉川 嘉朝	南部地区障がい者就業・生活支援センターかるにあ 社会就労センター長	雇用
10	障害者等及びその家族	田中 寛	沖縄県手をつなぐ育成会 会長	知的障害
11	障害者関係団体の代表者	上里 一之	NPO法人チーム沖縄 代表	身体障害
12	障害者関係団体の代表者	増山 幸司	沖縄県精神保健福祉連合会 理事	精神障害
13	市町村	兼城 安史	沖縄市 障がい福祉課 課長	行政（市町村）
14	市町村	石川 博幸	宮古島市障がい福祉課 課長	行政（市町村）
15	学識経験者	島村 聡	沖縄大学 准教授	教育（福祉）
16	圏域アドバイザー	安村 勤	(特)名護市障害者関係団体協議会 地域生活支援センターウェブ 施設長	北部圏域 アドバイザー
17	圏域アドバイザー	津波古 悟	(社)SKTネット 代表理事	中部圏域 アドバイザー
18	圏域アドバイザー	溝口 哲哉	(特)おきなわ障がい者相談支援ネットワーク理事長	南部圏域 アドバイザー
19	圏域アドバイザー	橋本 剛	(株)ゆにばいしがき	八重山圏域 アドバイザー
20	圏域アドバイザー	下地 晃次	(特) マーズ くこりもや相談支援センター	宮古圏域 アドバイザー
21	沖縄県	大城 玲子	沖縄県子ども生活福祉部 部長	行政（県）

平成31年度 沖縄県自立支援協議会体制図

平成31年4月1日現在
 沖縄県子ども生活福祉部
 障害福祉課

沖縄県自立支援協議会

(障害者総合支援法89の3①)

【役割】

- ① 地域の実態把握・情報共有
- ② 地域の支援体制のバックアップ
- ③ 全県的課題の把握・助言
- ④ 専門的分野の支援法策の普及
- ⑤ 人材育成

【構成員(20名)】

- ① 相談支援事業者(2)
- ② 障害福祉サービス事業者(1)
- ③ 保健・医療関係者(2)
- ④ 教育・雇用関係機関(4)
- ⑤ 企業・不動産関係事業者(-)
- ⑥ 障害者関係団体の代表者(2)
- ⑦ 障害者等及びその家族(1)
- ⑧ 市町村(2)
- ⑨ 学識経験者(1)
- ⑩ 知事が必要と認める者(5)(圏域アドバイザー)



圏域アドバイザー 連絡会議

(地域生活支援事業)

・アドバイザーは、各圏域の市町村や事業所等の支援、情報収集、調整等を行うにつ、各部会、ワーキング、関係機関等への関与を通じ、県全体の取り組みと地域との連携を図る
 ・「コラボレーター」を配置し、アドバイザーを補佐するとともに、より円滑な協議・連携を図る

部会

※各分野ごとの課題等を協議、情報共有

- (1)相談支援・人材育成部会
- (2)療育・教育部会
- (3)就労支援部会
- (4)権利擁護部会
(差別解消支援地域協議会)
- (5)住まい・地域支援部会

ワーキング・グループ

※特定テーマを集中的に協議

- a.ケアマネワーキング
- b.現任研ワーキング
- c.初任研ワーキング
- d.サビ管ワーキング
- e.地域移行・定着ワーキング
- f.強度行動障害ワーキング
- a.医療的ケア児ワーキング
(「協議の場」)
- a.一般就労ワーキング
- b.福祉的就労ワーキング
- a.意思決定支援ワーキング

【関係する協議会・機関等(抜粋)】

- 沖縄県障害者施策推進協議会 (障害者基本法36①)
- 沖縄県発達障害者支援センター (地域生活支援事業)
- 障害者就業・生活支援センター (地域生活支援事業※生活支援分)
- 沖縄県居住支援協議会 (住宅セーフティネットワーク5①)
- 沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会 (地域生活支援事業)

※各圏域ごとの課題等を協議、情報共有

各圏域自立支援連絡会議

(事務局：各圏域福祉事務所)

部会

- (1)相談部会 (北部、中部、南部、宮古)
- (2)療育・教育部会 (北部、中部、南部、宮古、八重山)

部会

- (3)就労部会 (北部、中部、南部、八重山)
- (4)住まい・地域支援部会 (北部、中部、南部、八重山)

市町村自立支援協議会

(障害者総合支援法89の3①)



沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

- 第1条** この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき設置する会合の運営に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項に定める会合は、県内の障害児・者及びその家族に対する支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として、意見等を聴取する。

(会合の名称)

- 第2条** 前条に規定する会合は、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(意見等聴取事項)

- 第3条** 県は、協議会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。
- (1) 県内の地域自立支援協議会単位ごとの支援体制の整備方策に関すること。
 - (2) 相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修会のあり方を含む）に関すること。
 - (3) 専門的分野における支援方策に関すること。
 - (4) 市町村基幹相談支援センター等機能強化事業及び沖縄県相談支援体制整備事業に関すること。
 - (5) 沖縄県全域における関係機関の連携強化、社会資源開発・改善に関すること。
 - (6) その他権利擁護の普及に関すること等。

(構成員)

- 第4条** 協議会の構成員は20名以内で、次の各号に掲げる者から構成する。
- (1) 相談支援事業者
 - (2) 障害福祉サービス事業者
 - (3) 保健・医療関係者
 - (4) 教育・雇用関係者
 - (5) 企業・不動産関係事業者
 - (6) 障害者関係団体の代表者
 - (7) 障害者等及びその家族
 - (8) 市町村
 - (9) 学識経験者
 - (10) その他子ども生活福祉部長が必要と認める者

(期間)

- 第5条** 前条の規定により決定された者から第3条の規定に関する意見等を聴取する期間は、2年とする。
- 2 構成員は、再任することができる。

(会合の開催)

- 第6条** 協議会の開催は、子ども生活福祉部長が通知する。

(議事進行)

第7条 協議会の議事進行は、子ども生活福祉部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、子ども生活福祉部長は協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。

(部会)

第8条 協議会は必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に必要な事項は、障害福祉課長が別に定める。

(個人情報保護)

第9条 協議会の委員、協議会及び部会に出席した者は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、障害福祉課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、子ども生活福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。(部長決裁)

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。(部長決裁)

沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領

平成26年4月4日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第8条に基づき、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称及び所掌事項)

第2条 部会の名称及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	所掌事務
相談支援・人材育成部会	相談支援の質の向上、相談支援専門員等の人材育成の検討
療育・教育部会	障害児者の療育及び教育の課題の検討等
就労支援部会	就労支援の課題の検討等
住まい・地域支援部会	住まい及び地域生活の課題の検討等
権利擁護部会	障害児者の権利擁護の課題の検討等（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第26号）第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の事務を含む）

(役員)

第3条 部会に部会長及び副部会長をおき、部会を構成する者（以下「部会員」という。）の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故がある時は、副部会長がその職務を代理する。

(部会員)

第4条 部会員は、運営要綱第4条に掲げる者、沖縄県障害者等相談支援体制整備事業による専門職員及びそれらの者が推薦した者のうちから、障害福祉課長が依頼する。

- 2 部会員は、必要に応じて、次条で定める会議に部会員以外の者の出席を求め、部会長の許可を得て、部会員以外の者の意見又は説明を聴くことができる。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会及び障害福祉課長は、部会に対し、協議会での協議に必要な専門的事項等について、協議を求めることができる。
- 3 部会は、市町村協議会、障害者自立支援連絡会議等と連携を図るものとする。
- 4 部会の活動計画は、協議会の承認を得るものとし、部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。ただし活動計画に関し急施を要する場合で協議会を開くいとまがないときは、活動内容の報告のときの同意をもって協議会の承認に代えることができる。

(秘密の保持)

第6条 部会員及び構成員は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第7条 第4条の規定により決定された者の任期は、2年とする。

2 部会員は、再任することができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、平成26年4月4日から施行する。

附則

1 この要領は、平成28年4月15日から施行する。